様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

鳥取県知事　様

住　所

氏　名

　　（団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）

事業実施（変更）計画書

　鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和４年10月14日付第202200166413号鳥取県商工労働部長通知）第５条第１項の規定により、事業計画を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出区分 | □ 新 規 |
| □ 変 更 （令和　　年　　月　　日付事業実施計画の変更） |
| 【変更内容／変更理由】 |

**１　実施主体の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （〒　－　　） |
| 業種 | □製造業　□建設業　　□交通業　□卸売業　□小売業　□宿泊・観光業　□飲食業　□理美容業　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 資本金・出資金（千円） |  |
| 従業員数（代表者を除く） | 　　　　人 |
| 担当者職・氏名 |  |
| 電話番号・ファクシミリ | （電話）（FAX） |
| 担当者メールアドレス |  |
| 誓約・同意事項※誓約する場合は、各項目の誓約欄に〇を記載すること。※必ず、全項目、確認すること。 | 提出にあたり、以下の事項について確認し、相違ないことを誓約します。 |
| 誓約 | 項目 |
|  | 宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。 |
|  | 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。）ではないこと。 |
|  | 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。 |
|  | 現在事業を実施していること。（臨時休業を含む。） |
|  | 計画書の記載について、不正や虚偽がないこと。 |
|  | 補助対象期間内（最長令和5年12月31日まで）に、支払含め補助事業が完了しない場合、補助金が交付されないことにあらかじめ同意すること。 |
|  | 納品等が間に合わず、補助金が交付されない場合を想定し、予め、発注（予定）先と取扱いに合意しておくこと。（例：補助金が交付されない場合は、発注キャンセル、自己負担での発注等） |
|  | （個人事業主の場合かつ過去２年以内にe-taxで確定申告を行い、当該確定申告書類の添付を省略する場合）売上高等の要件確認のため、県商工政策課から県税務課に申告情報等を照会することに同意します。　※ 照会により要件確認できない場合等、確定申告書類を送付していただく場合があります。 |

**２　売上高・売上総利益（粗利）の状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 比較方法を選択 | □①売上高での比較　　　□②売上総利益（粗利）での比較　　　□③広義の粗利での比較※上の比較方法を✔の上、下表に金額等記入。（①売上高比較の場合上段のみ、それ以外は下段に記入）※②粗利、③広義の粗利での比較を選択する場合は、前年（令和３年４月～４年６月までの間）の同期間と比較すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □利益回復特別枠の適用有無 | 売上高10％以上減かつ粗利(又は広義の粗利)30%以上減で提出する場合※左欄に✔の上、下表の対象期間・基準期間の各月の売上（上段）、粗利（下段）ともに記入。※粗利（又は広義の粗利）は、前年（令和３年４月～４年６月までの間）の同期間と比較すること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　**対象期間** | 期間の取り方及び当該期間の実績額 | 　　**基準期間**　 | 期間の取り方及び当該期間の実績額 | 差引額（減少額）C＝B－A |
| 令和4年4月以降の任意の連続する3か月間の□売上高／□粗利額／□広義の粗利額※売上は上段に、それ以外は下段に記入 | ①売上高比較の場合　※上段に金額を記入（**過去3年**（H31年4月～R4年6月までの間）のいずれかの年の同期間） |
| ②粗利比較 又は ③広義の粗利比較の場合（**前年**(R3年4月～4年6月までの間)の同期間）※下段に金額記入 |
| R 年　 月 | (売上) | 円 | R 　年 |  月 | (売上) | 円 |
| (粗利) | 円 | □R3年□R4年 | (粗利) | 円 |
| R 年　 月 | (売上) | 円 | R 　年 |  月 | (売上) | 円 |
| (粗利) | 円 | □R3年□R4年 | (粗利) | 円 |
| R 年　 月 | (売上) | 円 | R 　年 |  月 | (売上) | 円 |
| (粗利) | 円 | □R3年□R4年 | (粗利) | 円 |
| 計(A) | (売上計) | 円 | 計(B) | (売上計) | 円 | (売上減: C) | 円 |
| (粗利計) | 円 | (粗利計) | 円 | (粗利減 C) | **円** |
| 減少率　C　÷ B × 100 　※小数点以下切り捨て | 売上減少率 | ％減 |
| 粗利減少率 | ％減 |

|  |  |
| --- | --- |
| 比較方法 | 算定方法 |
| □ ①売上高 | 基準期間 | 確定申告書類に記載された月額（実売上高）とする。 |
| 対象期間 | 売上台帳、月次決算書類等で把握できる月額（実売上高）とする。 |
| □ ②売上総利益（粗利） | **売上高－売上原価**（※１）※１）売上原価＝期首棚卸高（在庫）＋仕入高－期末棚卸高（在庫） |
| □ ③広義の粗利 | **売上高－売上原価－販管費のうち物価高騰の影響が認められる経費**（※２）※２）荷造り運賃費、水道光熱水費、燃油関連経費（ガソリン代等で個別に管理されている場合に限る。）、その他販管費に計上されているが売上原価に類する経費であって物価高騰の影響が認められる経費（個別に管理されている場合に限る。） |

|  |
| --- |
| ※過年度分(基準期間)の①売上高、②粗利、③広義の粗利は実績額によることを原則とするが、白色申告等で**月額実績の提出が困難な場合、年額÷１２**をひと月当たりの額とすることができる。※当年分の①売上高、②粗利、③広義の粗利も実績額によることを原則とするが、②粗利、③広義の粗利を計算する場合、対象期間の期首・期末棚卸高が把握困難であれば、**事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）に変動がなかったものとして**計算することができる。（事業年度開始時の棚卸高（期首棚卸高）＝対象期間の期首の棚卸高＝対象期間の期末の棚卸高） |

**３　事業の概要**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業期間 | 開始 | 　　　　年　　　　　月　　　　　日※事業者の責任において、令和5年4月1日以降、認定前の着手も可 | 終了 | 　　　　　　年　　　　　月　　　　　日※最長令和5年12月31日まで(事業に係る支払を含む) |
| 本事業(今回の取組)を行うにあたって、他の補助金の活用有無　※　いずれかに〇 | 無 | 有 | 有の場合は、以下を記入 |
| 補助金名　称 |  | 活用内容 |  |

**４　事業費及び補助金の見込額（認定希望額）**

|  |
| --- |
| 事業（取組）実施に必要な経費 |
| 実施区分 | 費目 | 経費概要 | 発注先／所在地 | 金額 (消費税抜きの額) | 合計額(A) |
|  |  |  |  | 円 | 円※30万円(税抜)以上が対象 |
|  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  | 円 |
| 補助金の見込額 （認定希望額） |
| 補助対象経費合計額（A）　×　１／２　（上限額150万円）　　　※千円未満切り捨て□ 利益回復特別枠　（売上減10％以上かつ利益減30%以上）適用の場合　　 補助対象経費合計額（A）×２／３　（上限額200万円） | 　　　　　　　　 円 |

**５　実施内容**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）実施区分※該当するものに✔ | □省エネ投資　　　　□高効率・高収益化　　　　　□新商品開発・事業転換□需要確保・販路開拓　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| （２）現在の事業の実施内容 |  |
| （３）長期化するコロナ禍、円安、又は物価高騰で生じている課題 |  |
| （４）今回、課題克服のために実施する事業（取組）※(1)で選択した区分ごとに概要を記載 | 省エネ投資 |  |
| 高効率・高収益化 |  |
| 新商品開発・事業転換 |  |
| 需要確保・販路開拓 |  |
| その他 |  |
| （５）事業実施による効果（見込） |  |